

都市基盤の整備を進めるために

平成24年度から都市計画税を児玉地域の市街地へ導入

市では、都市の健全な発展と秩序あるまちづくりのための、都市計画事業に要する費用に充てるため、本庄地域の市街化区域に都市計画税を課税しています。

一方、児玉地域では、合併以前から都市計画区域が設定され、都市計画決定から約40年まちづくりを進め、都市計画事業が行われてきましたが、都市計画税は課税されていませんでした。

このため、合併に際し、新本庄市の一体的なまちづくりを進めるため、児玉地域にも都市計画税を導入することについて協議がなされています。

合併から5年が経過し、児玉地域においても、着実に市街地整備が進み、新市の統一的なまちづくりが行われているため、本年9月議会において「本庄市都市計画税条例」の改正を行い、平成24年度から、児玉地域の用途地域内に土地、家屋をお持ちの人にも、

都市計画税を負担していただくことになりました。

今後の都市計画事業を計画的・継続的に進めるための主要な財源として活用するとともに、新市の一体性の確立と税の公平性の確保のため、市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

新たに課税される

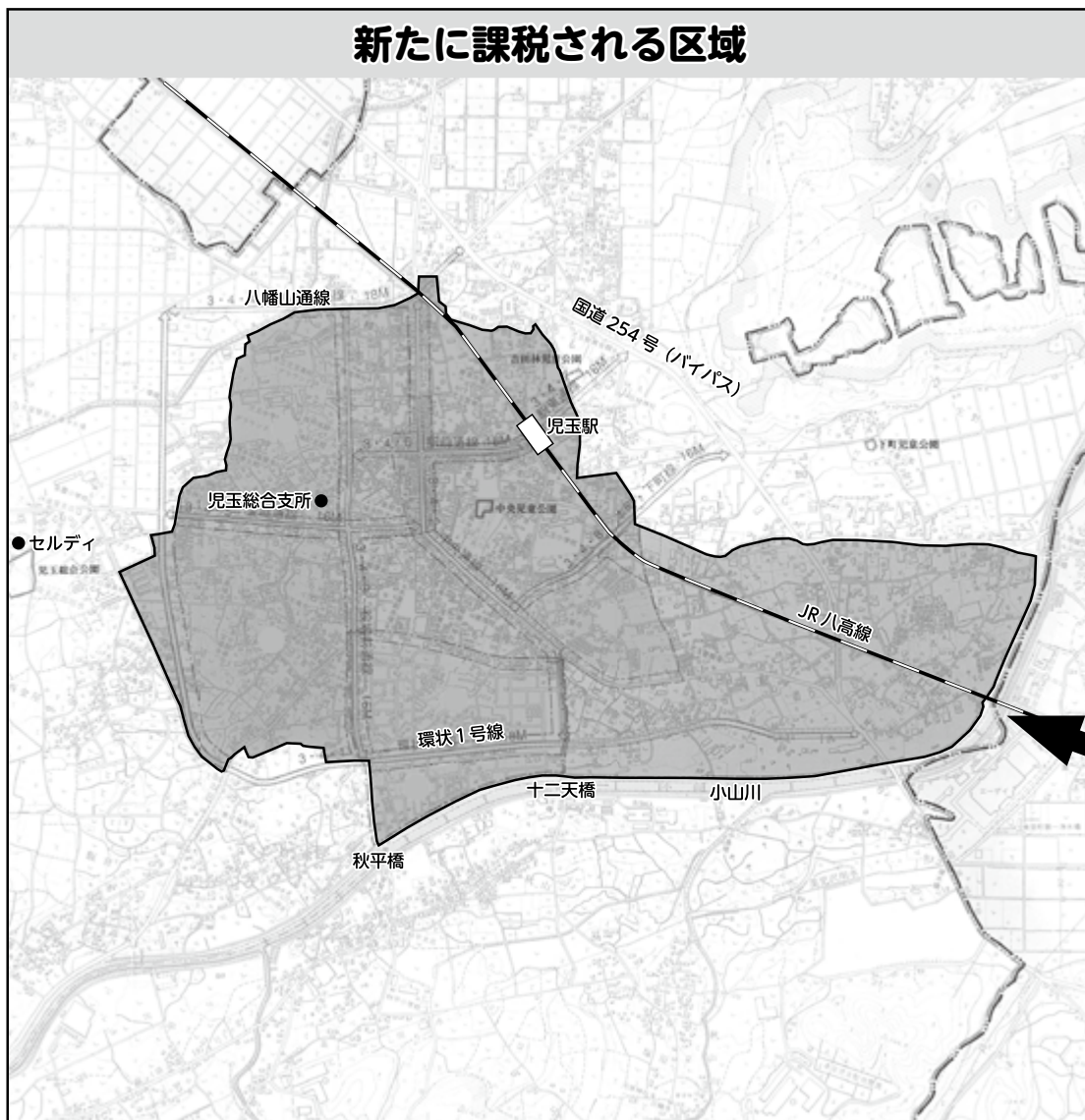
区域は？

児玉地域の都市計画区域のうち用途地域が対象になります。今後も、この用途地域を中心に計画的に市街地整備を進めていくためです。

ただし、工業専用地域（児玉工業団地）は、埼玉県企業局が造成、整備した地域で、都市計画事業によるものではないため、課税区域から除外します。



新たに課税される区域



本庄市全体図



都市計画税とは

都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。

① 納める人（納税義務者）

左記②の課税の対象となる資産（土地・家屋）を所有している人です。

② 課税の対象となる資産

本庄地域の市街化区域内及び児玉地域の用途地域内（工業専用地域を除く）に所在する土地と家屋です。

なお、償却資産は課税の対象にはなりません。

③ 税率

税率は0.3%です。

※ただし、新たに課税区域となる児玉地域については、納税義務者の急激な負担増を緩和するために、左記の税率になります。

- ・平成24年度 0.1%
- ・平成25年度 0.2%
- ・平成26年度以降 0.3%

④ 税額の計算方法

税額＝課税標準額×税率

⑤ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格（評価額）が課税標準額となります。

土地については、固定資産

税と同じように、住宅用地に対しては負担軽減を図るために、その面積の広さによって軽減措置があります。

・小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地）の課税標準額：価格の1/3（固定資産税は1/6）

・一般住宅用地（200㎡を超える部分の住宅用地）の課税標準額：価格の2/3（固定資産税は1/3）

※家屋についての軽減措置はありません。

⑥ 納税の方法

固定資産税と合わせて納税をお願いすることになります。納期は固定資産税と同じ4期で、5月・7月・12月・翌年2月です。

都市計画事業とは

都市計画施設の整備に関する事業（道路・公園・下水道等）及び市街地開発事業（土地区画整理事業等）です。これらの事業は主に、市街化区域、用途地域内を整備するために行われます。

児玉地域では、都市計画道路「環状1号線」、下水道事業、児玉南土地区画整理事業等の事業を行ってきました。

都市計画税の課税モデルケース

土課：土地課税標準額
家課：家屋課税標準額

1 住宅用地

土地350㎡ 地目：宅地 評価額630万円
家屋180㎡ 居宅（木造2階建） 評価額：700万円

- ・都市計画税
(土課300万円+家課700万円) × 0.3% = 30,000円
- ・固定資産税
(土課150万円+家課700万円) × 1.4% = 119,000円

2 工場・店舗等（商業地等）

土地500㎡ 地目：宅地 評価額1,000万円
家屋300㎡ 工場（鉄骨造） 評価額800万円

- ・都市計画税
(土課700万円+家課800万円) × 0.3% = 45,000円
- ・固定資産税
(土課700万円+家課800万円) × 1.4% = 210,000円

3 農地

土地2,900㎡ 地目：畑 評価額175千円

- ・都市計画税
土課175千円 × 0.3% = 500円（百円未満切捨て）
- ・固定資産税
土課175千円 × 1.4% = 2,400円（百円未満切捨て）

※税率は0.3%を用いて税額を計算しています。
※土地課税標準額は、軽減措置・負担調整措置が適用されるため評価額と異なる場合があります。
※家屋課税標準額は、原則評価額と同じになります。
※上記はモデルケースであり、実際の税額は家屋の建築年などによって異なります。



▲公共下水道工事



▲都市計画道路



▲児玉南土地区画整理事業地内

問い合わせ先

○導入の経緯に関すること
企画課 ☎ 1157

○税に関すること
課税課 ☎ 1121

○都市計画事業に関すること
都市計画課 ☎ 1136